

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿(焼却)(令和 3 年 5 月度)

対象期間:令和 3 年 5 月 1 日 ~ 令和 3 年 5 月 31 日

3_維持管理記録簿(焼却)

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種類		数量(単位)
産業廃棄物	燃え殻	(/月)
	汚泥	(/月)
	廃油	(/月)
	廃酸	(/月)
	廃アルカリ	(/月)
	廃プラスチック類	(/月)
	紙くず	0.3 (t /月)
	木くず	36.0 (t /月)
	繊維くず	(/月)
	動植物性残渣	(/月)
	動物系固形不棄物	(/月)
	ゴムくず	(/月)
	金属くず	(/月)
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
	鉱さい	(/月)
	がれき類	(/月)
	動物のふん尿	(/月)
	動物の死体	(/月)
	ばいじん	(/月)
	処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油	(/月)
	pH2.0以下の廃酸	(/月)
	pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
	感染性産業廃棄物	(/月)
	その他()	(/月)

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度※4
測定位置				
測定結果が得られた日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	連続記録紙事務所保管			

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和 3 年 8,10,11,12,13,14,15,17,19,24,26,27,28,29,31 5 月 日	令和 3 年 8,10,11,12,13,14,15,17,19,24,26,27,28,29,31 5 月 日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

		6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置		焼却炉煙突煙道	焼却炉煙突煙道
採取した年月日		令和 3 年 5 月 7 日	令和 3 年 5 月 7 日
測定結果が得られた日		令和 3 年 6 月 15 日	令和 3 年 5 月 21 日
ダイオキシン類※3		0.079 ng-TEQ/m3N	
ばい煙量又はばい煙濃度※3	ばいじん	0.02未満 (g/m3N)※5	
	窒素酸化物	48 (cm3/m3N)※5	
	硫黄酸化物	0.006未満 (m3N/h)※5	
	塩化水素	16未満 (mg/m3N)※5	
	水銀	2未満 (μg/m3N)※5	

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

※2 連続記録紙を添付すること。

※3 計量証明書を添付しても良い。

※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。

※5 単位を記入すること。